



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松田 洋 祐
(コード番号 9684 東証第一部)
問合せ先 グループ経営推進部長 佐々木 通 博
(TEL. 03-5292-8000)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月17日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議し、本年6月22日開催予定の当社第38回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

企業統治の一層の充実を図るため。

(2) 移行の時期

本年 6 月 22 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会終結の時。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行を可能とするため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うもの。

(2) 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 22 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 22 日 (定款変更議案が可決された場合)

以 上

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条（条文省略）	第 1 条～第 3 条（現行どおり）
（機 関）	（機 関）
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 5 条～第 17 条（条文省略）	第 5 条～第 17 条（現行どおり）
第 4 章 取 締 役	第 4 章 取 締 役
（員 数）	（員 数）
第 18 条 当社の取締役は、12名以内とする。	第 18 条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、12名以内とする。
（新 設）	② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
（選 任）	（選 任）
第 19 条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。	第 19 条 取締役は、株主総会の決議により、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。
②～③（条文省略）	②～③（現行どおり）
（任 期）	（任 期）
第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。	第 20 条 取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新 設）	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。	③ 補欠又は増員により選任された取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期は、他の在任取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）の任期の残任期間と同一とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="445 188 580 221">(新 設)</p> <p data-bbox="445 694 580 728">(新 設)</p> <p data-bbox="268 1032 628 1066">(役付取締役及び代表取締役)</p> <p data-bbox="252 1070 762 1247">第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p data-bbox="293 1326 580 1359">②～③ (条文省略)</p> <p data-bbox="268 1400 373 1433">(報酬等)</p> <p data-bbox="252 1438 778 1579">第22条 取締役が職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p data-bbox="389 1695 644 1729">第5章 取締役会</p> <p data-bbox="268 1769 485 1803">(取締役会の権限)</p> <p data-bbox="252 1807 762 1877">第23条 当会社の業務執行上重要な事項は、<u>取締役会の決議をもって行う。</u></p>	<p data-bbox="861 188 1340 656">④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p data-bbox="820 698 1331 768"><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u></p> <p data-bbox="820 772 1331 987">第21条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="836 1032 1197 1066">(役付取締役及び代表取締役)</p> <p data-bbox="820 1070 1347 1319">第22条 <u>取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p data-bbox="861 1326 1181 1359">②～③ (現行どおり)</p> <p data-bbox="836 1400 941 1433">(報酬等)</p> <p data-bbox="820 1438 1331 1615">第23条 取締役が職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p data-bbox="957 1695 1212 1729">第5章 取締役会</p> <p data-bbox="836 1769 1219 1803">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p data-bbox="820 1807 1347 2022">第24条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第27条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>第 6 章 監 査 役</p>	<p>第 6 章 監査等委員会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選 任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</u> ② <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> ③ <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。ただし、当該補欠として選任された監査役の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第35条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> ② <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ③ <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行う。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</u> <u>② 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第31条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u> <u>② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数の賛成をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u>
	第33条 <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</u>
	② <u>監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第35条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第8章 計 算	第7章 計 算
第40条～第43条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	当社は、会社法第426条第1項の規定により、第38回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。